

貸金業者の登録

1 貸金業法の目的

貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）は、貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体を認可する制度を設け、その適切な活動を促進するほか、指定信用情報機関の制度を設けることにより、貸金業を営む者の業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とした法律です（法第1条）。

2 貸金業者の定義（法第2条）

法の適用を受ける「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいいます。

「金銭の貸付け」とは、利息付きであるか否かを問わずすべての貸付けを指します。

「金銭の貸借の媒介」とは、資金の融通を受けたい者と資金の融資を行いたい者との間に立って金銭消費貸借契約の成立に尽力する行為を指します。

「業として行う」とは、反復継続して社会通念上、事業の遂行とみることができ程度のもをいい、専業であると兼業であるとを問いません。また、その判定に当たって、営利目的の有無は問いません。

次に掲げるものを除き、業として行う「貸付け」は貸金業とされ、その事業を営むに当たっては法の適用を受け、二以上の都道府県に営業所又は事務所（代理店を含む。以下「営業所等」という。）を設置する場合には、主たる営業所等の所在地を管轄する財務（支）局長、一の都道府県にのみ営業所等を設置する場合には、管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。この登録を受けずに貸金業を営んだ場合、無登録営業として処罰の対象となります。なお、この登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。

【法の適用対象から除かれるもの】

(1) 国又は地方公共団体が行うもの

(2) 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの

(例) 銀行その他の民間金融機関、(株)日本政策金融公庫など政府系金融機関、質屋営業法（昭和25年法律第158号）による質屋営業

(3) 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
(例) 倉庫業者が入庫品を引当てに行う金銭の貸付け、商社がその取引先に対して行う商品の売却代金の貸付け(いわゆる商社金融)

(4) 事業者がその従業者に対して行うもの

(5) (1)から(4)に掲げるものを除き、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる以下の団体又は組合が行うもの

国家公務員法(昭和22年法律第120号)第108条の2(裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第52条の職員団体又は国会職員法(昭和22年法律第85号)第18条の2の組合

労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条の労働組合

公益社団法人及び公益財団法人(収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人(以下「特例民法法人」という。)を含みます。

平成24年3月28日以降に特例民法法人から移行した一般社団法人又は一般財団法人で、以前から貸付けを行っているもの(移行以前に貸付事業を廃止した法人も含む。)のうち、次のいずれかに該当する団体

ア 一の国家公務員共済組合又は一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体

イ 一の会社(グループ会社を含む。)等の役員又は使用人が構成する団体

ウ 業として行う貸付けが無利息の奨学金である団体

特例民法法人が一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合でも、その移行登記をする前に締結した貸付けに係る契約に基づいて行う貸付けについては、貸金業法の適用を受けません。

私立学校法(昭和24年法律第270号)その他の特別の法律に基づき設立された法人(収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。)

主としてコール資金の貸付又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの

商品取引所法(昭和25年法律第239号)第2条第1項に規定する商品取引所の会員等(会員又は同条第11項に規定する取引参加者をいう。以下この号において同じ。)たる法人であって、かつ、当該商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行うもので金融庁長官の指定するもの

コール資金の貸付けを行う投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第13項に規定する登録投資法人

貸付けを業として行う会社で、次に掲げる他の会社等に対する貸付けのみを行うもの

ア 当該会社等を含む同一の会社等の集団(グループ会社)に対して行う貸付け

イ 当該会社等を含む二以上の会社(共同出資者)が、経営を共同して支配している他の会社(合併会社)に対して行う貸付け

ウ 合併会社の株主が全額出資する当該会社から、合併会社へ対して行う貸付け

外国の会社等が行う、非居住者がクレジットカード等により、現金自動支払機を利用して金銭を受領する貸付け

3 登録申請に当たって整理しておくべき事項（法第6条）

登録申請者等の欠格事由がある場合、登録申請書等のうちに重要な事項について虚偽の記載もしくは重要な事実の記載が欠けている場合には、登録が拒否されます。

【欠格事由】

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（登録を取り消された者が法人の場合は、取消し日前30日以内に法人の役員であった者で取消しの日から5年を経過しない者を含む。）
- (4) 禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和47年法律第102号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反し、貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第12条の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (7) 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ア 登録の取消し処分に係る行政手続き法第15条の規定による通知があった日から、処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に廃業の届出をした者で届出の日から5年を経過しないもの
 - イ アの期間内に合併、解散又は廃業の届出をした法人の役員であった者であって、アに規定する通知があった日前30日以内に当たる日から法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあった者で届出の日から5年を経過しないもの
 - ウ 知事の処分により解任を命ぜられた法人の役員で、処分を受けた日から5年を経過しないもの
 - エ 登録の取消し処分に係る行政手続き法第15条の規定による通知があった日から、処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に退任した当該処分により解任されるべきもので退任の日から5年を経過しないもの
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)から(7)までのいずれかに該当するもの
- (9) 法人で、その役員又は重要な使用人のうちに(1)～(7)までのいずれかに該当する者のあるもの
- (10) 個人で、重要な使用人のうちに(1)～(7)までのいずれかに該当する者のあるもの
- (11) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (12) 暴力団員等をその業務に従事され、又はその業務の補助者として使用するおそれがある者

- (1 3) 営業所又は事務所について貸金業務取扱主任者（内閣総理大臣が実施する資格試験に合格し、内閣総理大臣による登録がなされた者）の設置に関する規定（法第 1 2 条の 3 ）の要件を欠く者
- (1 4) 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額（最低純資産額は 5 千万円）に満たない者
- (1 5) 貸金業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者
 - （法人の場合）
 - ア 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していない者
 - イ 常務に従事する役員のうち貸付けの業務に 3 年以上従事した経験を有する者がいない者
 - ウ 営業所等ごとに貸付けの業務に 1 年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として 1 人以上在籍していない者
 - エ 資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を定めていない者
 - オ 指定紛争解決機関 との間で手続実施基本契約を締結する措置を講じていない者
日本貸金業協会が紛争解決機関として金融庁長官から指定を受けています（平成 2 9 年 1 2 月末現在）。
 - （個人の場合）
 - ア 営業所等ごとに貸付けの業務に 1 年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として 1 人以上在籍していない者
 - イ 資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を定めていない者
 - ウ 指定紛争解決機関 との間で手続実施基本契約を締結する措置を講じていない者
日本貸金業協会が紛争解決機関として金融庁長官から指定を受けています（平成 2 9 年 1 2 月末現在）。
- (1 6) 他に営む業務が公益に反すると認められる者

4 その他

- (1) 個人を対象に貸付けを行う場合には、指定信用情報機関 へ加入し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して当該個人の返済能力を調査することが必要です（法第 1 3 条等）。
（株）日本信用情報機構（J I C C）及び（株）シー・アイ・シー（C I C）が信用情報機関として金融庁長官から指定を受けています（平成 2 9 年 1 2 月末現在）。
- (2) 財務（支）局長又は都道府県知事への登録申請に当たっては、手数料として 1 5 万円が必要です（佐賀県証紙を申請書に貼付。）